令和６年度取組への評価意見

令和７年６月２日
（公社）あおもり農業支援センター
青森県農地中間管理事業評価委員会

Ⅰ　農地中間管理事業（以下「機構事業」という。）の更なる進展に向けた活動の強化項目

視　　点	現　　状	評　価　意　見
１　年度目標の設定やその実現に向けた具体的な活動計画の作成と実行		
（１）これまでの実績を踏まえ、関係機関等の役割分担と時期を捉えた具体的な活動計画が作成されているか。	令和６年度においても、県・農業会議・土地連・農協中央会の４者と連携して、各関係機関の役割分担や取組内容等を取りまとめた「農地中間管理事業推進方策」を策定した。	関係機関・団体と連携して事業推進方策を策定し、役割分担を明確化するとともに時期を捉えた具体的な活動計画を作成することが定着しており、評価できる。
（２）作成した活動計画に基づき、関係機関等との連携した取組を着実に実行しているか。	市町村・農業委員会も含め、関係機関・団体が、推進方策に基づき役割分担して取り組んだ。 また、６年度は「地域計画」策定の最終年度であったことから、地域の話し合いに反映できるよう、重点取組期間を例年より１か月前倒しし、8月～10 月に設定した。 市町村と集落営農法人・大規模法人を訪問し、機構事業の活用を働きかけるとともに、営農上の課題、集積・集約化の阻害要因等を聞き取りし、関係機関と共有した。	推進方策に基づき、「地域計画」策定最終年度を意識した取組を、関係機関と連携して着実に実行していることは評価できる。

視　　点	現　　状	評　価　意　見
2　市町村・農業委員会との連携		
（1）機構事業推進員は、市町村・農業委員会及び地域の農業委員等とどのような連携を図っているのか。	定期的に市町村を巡回して、地域の課題に対応するとともに、市町村が定める重点取組事項に市町村・農業委員会と連携して取り組んだほか、県内8地区で開催された「農業委員会地区研修会」に参加して地域の農業委員等と意見交換するなど、情報共有を図った。	機構事業推進員が市町村、農業委員会、地域の農業委員等と連携をとり、事業を進めていることは評価できる。
（2）市町村の「地域計画」の達成に向けた活動にはどのような支援体制をとり、どのような取組がなされたのか。	各県民局が設置した「地域計画策定支援チーム」の一員として、「地域計画」の策定に向けて市町村が開催した担い手農家等を集めた座談会等に、機構事業推進員が参加した。 座談会では、機構事業の説明や出席者の質問等に回答するなど、「地域計画」の策定に寄与した。	機構事業推進員が、各市町村が開催する「地域計画」に関する座談会等に多数回参加して、地元と情報共有し、「地域計画」策定に役立ったことは評価できる。 今後も機構事業推進員が参画して「地域計画」の見直しに協力するとともに、農業委員や農地利用最適化推進委員が地域の調整役として機能するよう連携に努めていただきたい。
3　基盤整備事業との連携活動について		
（1）機構事業の活用促進を図るため、県段階・地域段階で、機構と県農村整備担当部署・土地改良関係団体との連携体制は図られているか。	当センターが県域で年３回開催した「農地中間管理事業情報交換会」や、各県民局が年２回ずつ開催した「事業推進連絡会議」に、県農村整備関係職員や土地連・土地改良区職員が出席し、情報を共有した。	県段階・地域段階において、農地整備関係部門と情報共有・連携体制が定着しており、評価できる。

視　　点	現　　状	評　価　意　見
（２）基盤整備事業実施地区における担い手の農地集積・集約化に向けて、機構事業活用が円滑に行われているか。	基盤整備事業実施地区における機構事業の活用面積は、前年度までは２年連続で３００haを超えたが、令和６年度は１７７haに止まった。	機構事業の活用面積が前年度の６割と近年の水準から減少したのは残念である。 基盤整備関係者との連携のもと、機構事業の活用面積の拡大を図っていただきたい。
４　事務の改善について		
（１）「帳票作成システム」を導入したことにより、農地中間管理事業の円滑化や簡略化がなされたか。	市町村と機構がクラウド上で貸借契約等の作業を行う「帳票作成システム」を令和６年７月から運用開始した。 機構事業推進員と市町村がクラウド上でデータを共有することから、内容修正とその連絡が円滑に行えるなど帳票作成に係る事務の効率化が図られた。	新たな運用システムを導入し事務効率化が図られたことは評価できる。 引き続き逐次システムの見直しを進め、事務効率化を図りつつ、利用者が安心して活用できるよう事務改善を進めていただきたい。
（２）増加している未収賃借料等について、解消に向けどのように取り組んでいるのか。	全延滞者に対し文書により督促を行ったほか、滞納者面談を随時行って納入を促した結果、5,822千円回収し年度末では11,089千円となったものの、令和６年分は大規模受け手に未収が発生したことから、６年度末の未収額は29,918千円、前年度比177%（前年度：16,911千円）となった。	過年度分の未収について回収が進んだことは評価できるものの、高額の新たな未収金が発生し、未収金額が昨年の1.5倍以上となったことは大変残念である。 多額の未収金が発生することは、機構事業の運営に影響を及ぼしかねないので、与信管理を行うなど機構事業の健全運営が図れるよう努めていただきたい。

視　　点	現　　状	評　価　意　見
（３）個人情報の漏洩や賃料の誤収受等の不適切な事案が発生していないか。	令和６年度は、個人情報の漏洩は発生していない。 賃料の誤収受等については、新システムへのデータ移行を手入力で行う必要があったため、一部ヒューマンエラーがあった。 これにより、出し手に対する賃料の支払漏れが２件、賃料の過払いが９件、受け手に対する請求漏れが５件、過大請求が１件それぞれ発生した。 いずれも後日支払・請求を行い、うち出し手への過払いに係る返金請求の納入期限が到来していないものを除き解消済みである。	個人情報の漏洩がなかったことは評価できる。しかし、新システムへの移行に伴い、過去にない規模で賃料の収受等について過誤があったことは大変残念である。 今後、このような事案が発生しないよう原因の究明と対応に万全を期していただきたい。

Ⅱ　総合評価

令和６年度の転貸実績は、過去最高だった昨年度に比べ減少し、基盤整備事業における機構事業の活用も減少したものの、関係機関等との連携や機構事業推進員と市町村との情報共有などにより１，８１４ｈａと平年並みの実績を確保していることは評価できる。今後は、地域の調整役としての機能を発揮する農業委員や農地利用最適化推進委員等との連携を生かし、地域計画の随時見直しに協力し、目標地図の実現に資することを通じて、機構事業の実績拡大に努めていただきたい。

また、未収金の増加や賃料収受等の過誤の増加は残念である。令和７年度から基盤法改正により事務取扱いの大幅な増加が見込まれることから、「帳票作成システム」の逐次改善を進め、事務の効率化とともに、賃料の徴収・支払事務の適正化に万全を期し、利用者が安心して便利に活用できるよう努めていただきたい。

加えて、機構事業の安定的な運営のため、高額未収金の発生防止対策や未収金発生後の対応策などについて、国へ制度構築を働きかけるよう提言する。